

◆（岩下栄一君） 皆さんおはようございます。熊本市中央区選出・自由民主党の岩下栄一でございます。12月定例県議会一般質問の先頭を切って質問に立たせていただきました。議員各位に心から感謝を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきますが、まず、水俣病問題についてでございます。

水俣病問題、とりわけ認定に係る問題について、知事にお考えをお尋ねいたします。

本県のいわば負の遺産とも言える水俣病問題は、幾多の変遷を経て今日に至っております。足尾鉍毒事件に次ぐ、我が国公害病の原点と言われるこの事件は、チッソの排水の中の有機水銀による中毒であることは申すまでもありませんが、あるときはこれを伝染病、あるときは奇病と言われ、患者は病気の苦しみとともに、いわれなき差別にも苦しめられてきました。

昭和31年に水俣病発生の公式確認、以後はチッソの責任論、そして補償と、また国や県の責任と、長い長い歴史をたどってきました。ここに水俣病の年表がございますけれども、気が遠くなるような年月を経てきたわけでございます。

チッソの患者補償を全うするために、チッソの経営状態に応じ、本県は、金融支援措置として県債を発行し、貸し付けをしてまいりました。その額は、ピーク時に2,308億円を超えました。チッソに不測の事態が起きた場合、つまり倒産したりした場合、国が面倒を見るか見ないかの議論の中で閣議了解事項が出されたが、平成7年、私は環境対策特別委員長を務めておりましたが、閣議決定をとるために、大蔵省や当時の環境庁に奔走したことを覚えております。

平成8年、全国連とチッソは和解協定を調印し、未認定患者3団体と、裁判や認定申請を取り下げる条件で、1万人に1人一時金260万円と医療費補助、医療手帳を支給し、全国連は全ての国家賠償訴訟を取り下げて、一応決着したかに見えました。平成11年、チッソに対する抜本的な金融支援が閣議決定され、本県は財政上の重荷はおろしておりました。

この一件落着に見えた水俣病ですが、しかし、このとき和解を拒んで裁判を続けた関西訴訟において、平成16年、最高裁が国、県の損害賠償責任を認める判決を出しました。このことで争いが再燃し、認定申請者数が4,000人を超える事態となりました。そのため、水俣病特別措置法の制定による新たな政治救済策が始まったのであります。

特別措置法による救済は進んでいると思いますが、一時は200人台となった公健法による認定申請者数は、現在400人を超える状況であります。

現在、水俣病の補償、救済には公害健康被害補償法と水俣病特別措置法がございますが、公健法に基づく水俣病の認定申請については、疫学的調査及び医学的検査の結果に基づいて、諮問機関である水俣病認定審査会による答申を受けた熊本県知事が判断を行うとされています。

知事の処分不服がある場合、申請者は、公害被害補償不服審査会に対して審査請求を行うことができるとされています。今回の裁決については、同審査会の判断により、知事

の処分を取り消し、申請者を水俣病と認めるのが相当としたものであります。

さて、そこで、ことし4月に、水俣病認定申請について、県の棄却処分を取り消す最高裁判決が出されましたが、環境省は、この判決においても、水俣病の判断条件は否定されていないと主張しております。

また、最高裁判決が示した認定に当たっての総合的検討の具体化については、国がその作業を行い、県はそれに積極的に参加し、現場を預かる立場から意見を出しているとのことであります。

このようなさなかに、先日、国の不服審査会が、さきの最高裁判決を踏まえたとして、県の棄却処分を取り消し、申請人を認定相当とした裁決を出したのであります。

私は、この裁決の結果が必ずしも間違っているとは思いません。しかし、しかし、環境省が総合的検討の具体的作業を終える前に、同じ国の機関である不服審査会が独自の判断の裁決を出したことには大変違和感を覚えるのであります。

このままでは県だけが悪者になってしまいます。今後も、県の判断が、国の不服審査会の独自の判断によって覆されることがたびたび繰り返されることになるのではないかと。被害者も県民も、心穏やかに審査を見守ることができなくなるのであります。この際、認定審査業務を国に返上すべきとの声も多く上がっております。

今回のような事態について、知事はどのように受けとめ、今後どう対応されていくのか、まずお尋ねいたします。

◎知事（蒲島郁夫君） 水俣病問題の御質問に対する答弁に当たり、まず、私のこの問題への思いを述べたいと思います。

私は、1期目の知事選挙に立候補するに当たり、小雨の中、水俣病慰霊の碑の前で第一声を上げました。なぜならば、水俣病問題が私の政治の原点でもあるからです。

私は、アメリカで政治学を研究する中で、水俣病の政治過程を深く学びました。政治指導者がいかなる政策決定を行うかによって国の命運は決まります。例えば、1962年に、ケネディ大統領がキューバのミサイル問題、いわゆるキューバ危機に対応するに当たり、ソ連との核戦争によって世界が減びるかもしれないという極限の状況の中で、適切な政策決定を行い、核戦争は回避されました。

ただ、多くの政策決定がその後の国や社会の明暗を大きく左右してきた歴史もあります。水俣病の発生と拡大の政治過程もその一つです。水俣病が明らかになった昭和30年代、国と県の初動がいかに大事であったかを、現在知事として痛感しております。

水俣病を引き起こした原因企業であるチッソは責任を免れません。一方、私たち行政を担う者は、被害拡大を防げなかった責任を自覚し、水俣病の影響を受けた全ての方々に寄り添い続けなければいけません。そのためには、国に対しても毅然たる態度で臨まなければいけないときもあります。そうした私の立場から御質問にお答えします。

今回国の公害健康被害補償不服審査会が行った裁決については、私は、裁決書が届いた

直後、速やかに認定を行いました。一方、環境省は、私が認定を行った 11 月 1 日に、裁決の拘束力は後の行政行為には及ばない、今回の裁決は個別事案であり、参考事例であるとの認識を示しました。

しかし、今回の裁決には、委員の全員の合議によって従前の裁決を変更する旨の記述があります。したがって、今後、国の不服審査会は、県の処分について、今回同様の裁決をすることが当然考えられます。

県は、国の示した基準や考え方に基づき認定業務を行う必要があります。一方で、国の不服審査会の裁決に従わざるを得ない立場にもあります。審査会の裁決を単に参考事例として片づけることはできないということを、環境省自身にもわかっていただきたいと思っています。

同じ国の組織でありながら、環境省は参考事例として扱い、不服審査会は従前の裁決を変更するというように、2つの機関において考え方が全く統一されておりません。このままでは、県として適切な認定業務を行うには極めて厳しい状況にあります。この問題について、国のほうで考え方の整理を行って、納得のいく方針が示されるべきであります。

今後、議員御指摘のように、県としての業務を返上するくらいの覚悟で環境省に物申したいと考えております。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。水俣病についての知事のいろんな考え方を伺った次第でございます。

やるべきときに国が手を下さないというのは、いわゆる不作為ですね。これはいろんな場面に出てまいると思います。この認定に関しては、二元といいますか、同じ国の機関が違う裁定を下すということはおかしな話でありまして、今お話ありましたように、場合によっては環境省に、こうした県の認定業務を返上すると、そのような覚悟で向かっていくというお話でございました。よろしく願いしておきます。

次に、国の経済対策に対応した県の取り組みについてお尋ねいたします。

安倍政権では、デフレ脱却、日本経済の再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる 3 本の矢で、10 年間の平均で名目 3%、実質 2% 程度の経済成長を達成し、雇用、所得の拡大を目指すこととされております。

このアベノミクスにより、過度な円高の是正と、株価の上昇による輸出企業を中心とする業績や消費者心理の改善など、景気は回復基調にあり、デフレ脱却に向けて明るい兆しが見られているようであります。

こうした中、安倍内閣においては、持続可能な社会保障制度の構築及び安定財源の確保のために、去る 10 月 1 日に、消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応についての閣議決定をし、平成 26 年 4 月に消費税率を引き上げることが確認されたのであります。

また、この消費税率の引き上げに当たって、税収増を社会保障の充実、安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取り組みをさらに強化するため、新たな経済

対策の策定を含む経済政策パッケージが取りまとめられました。

さらに、きのう——12月5日のことでもありますけれども、好循環実現のための経済戦略が閣議決定され、消費税率を引き上げても景気を腰折れさせることなく、日本経済を成長軌道に早期に乗せるために、目先の景気を押し上げるための、一過性に終わらない、日本経済の成長力を高めるための未来への投資として、経済対策の方向性が定められたわけであります。

きのう発表された閣議決定は、5.5兆円、事業規模で18兆円、公共事業へ重点配分するというものであります。

我々自由民主党県連においては、昨年度の緊急経済対策の成果に甘んじることなく、政府・与党に対して多岐にわたる要望を行ったほか、去る11月30日には、県内市町村や関係団体の参加のもとに、経済対策補正予算に関する懇談会を開催し、このたびの国の新たな経済対策について、チーム熊本が一丸となって取り組むことといたしました。

消費税引き上げにより、回復基調にある本県経済の景気の下振れリスクを抑えつつ、地域の元気、活力を維持向上していくため、地方の実力、総合力が問われているのであります。

県内の景気は着実に回復しているが、まだ地域の隅々にまで景気回復の実感は届いていないのではないかと。このような中で、消費税率引き上げにより県経済へ大きな影響を与えることが懸念されますけれども、国の新たな経済対策に対して、本県はどのように対応していくのか、知事の考え方を伺いたいと思います。

◎知事（蒲島郁夫君） 現在、アベノミクスの3本の矢による経済政策により、我が国の経済は緩やかに回復しつつあります。

今月2日に発表された日銀熊本支店の金融経済概観で、県内景気は着実に回復しつつあるとされており、雇用情勢も、7月から4カ月連続で有効求人倍率が0.9倍以上となるなど、改善傾向にあります。

こうした中、消費税率の引き上げによる景気の下振れリスクを回避するとともに、経済の好循環を図るため、政府において、昨日、5.5兆円規模の好循環実現のための経済対策が閣議決定されました。

県としては、早くから国の動きを把握し、県議会の御支援のもと、去る11月25日に、国に対して、新4カ年戦略を加速化させ、熊本の未来を開くための政策提案を行いました。さらに、12月3日には、私を本部長とする経済対策本部会議を開催し、関係省庁へ迅速かつ積極的に予算獲得に向け働きかけるよう、各部局長へ指示したところであります。

現在着実に上向いている日本経済を本格的な成長軌道に乗せ、持続的なものとするためには、消費税率引き上げによる影響を抑えつつ、アベノミクス効果を地域経済へ十分波及させることが喫緊の課題であります。

本県としても、今回の経済対策を初めとする国の動きに呼応し、新4カ年戦略をさらに

加速化させます。それにより、県内の景気回復を一層確かなものにし、より力強く本県経済が成長できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。

景気が回復しているかどうかということは、実感としてまだまだじゃないかなという感じがいたします。しかし、今回の政府の経済対策、5.5兆円、そして事業規模で18兆円、熊本県と議会と力を合わせて、熊本の発展につながるように、お互いに努力しようじゃないませんか。よろしく願いいたします。

次に、県立博物館について、知事に見解をお尋ねいたします。

県立博物館については、一旦断念ということでございます。しかし、蒸し返しになりますけれども、お尋ねをいたします。

県立博物館構想は、福島県政において、新世紀の幕あけにふさわしい記念事業として、1996年、基本構想、1998年に基本計画が策定されておりましたが、財政難を理由に凍結、本年6月に断念を発表されたのであります。

この間、オープンに向けて、60万点を超える展示物が松橋収蔵庫に収集されてきました。熊本の文化力を高め、発信する拠点として期待されていただけに、大変残念でありますし、県民にも失望が広がったのであります。

そもそも博物館は、古今の考古学的史料、美術品、歴史的遺物をあまねく収集し、保管し、組織的に陳列をして公表、展覧する施設であると同時に、自然科学の教育、啓発、研究に資するためのものであります。特に今日では、教育や研究の機能がさらに求められているところです。

博物館は、紀元前3世紀、エジプトのアレクサンドリア宮殿につくられたムーセイオンがその始まりと言われ、そこでは講演や談話室もあり、天文や外科の器械も提示し、学者の養成や交流の場ともなっておりました。幾多の変遷を経て、16世紀、大航海時代になると、各地から収奪されたものが研究者を刺激し、1759年の大英博物館建設に引き続き、ヨーロッパ各国に博物館が誕生したのであります。

我が国では、国内に現在、博物館913館、博物館相当施設が349館あり、我々の身近なところでは、太宰府の九州国立博物館、熊本市の熊本市立博物館でございます。

平成17年、2005年に開館した九州国立博物館は、東京、京都、奈良の国立博物館が美術系であるのに対して、九州がアジア文化との交流窓口であった歴史的、地理的位置から、歴史系博物館として設立されたことは御承知のとおりです。話があり開館するまで100年以上が経過しております。

そこで、私は、熊本県立博物館構想断念は拙速に過ぎたのではないかと、もっと世論に耳を傾け、また世論を喚起して、もっと長い目で見ておくべきではなかったかと考えます。

知事は、4カ年戦略の中で、百年の礎を築くとして、戦略12に、熊本の歴史、文化の磨き上げ、継承を掲げておられます。また、戦略14には、熊本アカデミズム、「知」の集積

を「地」の活力につなげますと表明されています。県立博物館こそ、これらの発信の拠点になっていくのではないかと思います。

断念に伴い、新たな熊本タイプの博物館構想について、活動する、参加する、成長する博物館の基本コンセプトが中間報告として発表され、さらに具体的計画を準備されているということでもあります。しかし、正直、その具体像は見えておりません。大型展示会はどこで開くのですか。大型施設の展示があつてこそ博物館の意味がございます。また、1カ所で繰り返し見て、学び、体験することが博物館の持つ大きな意味であります。

また、最初から、そこに土地があるという理由で松橋ありきではなかったか。熊本都市圏にあつてこそ、その機能を全開できるのではないか。今熊本市のお荷物になっている熊本市立博物館を併合するような気持ちで構想していくべきだと思います。

青少年の教育的見地からも、科学活動や教育研修、教育用標本の貸し出し、また、学芸員の資格取得のための研修、実験学習など、多様な教育活動の場としても大いに活用できるのではないか。九州国立博物館が歴史なら、熊本を特に科学に重点を置いた内容にすれば、どんなにかすばらしく、後世に残せるか。

以上、いろいろ申し上げましたけれども、ぜひ知事には、この県立博物館の再考を願いたいと思います。

◎知事（蒲島郁夫君） 博物館は、古代から現在に至る自然、生活、文化の資料を収集、保存、調査研究し、その成果を展示することを通じて、人々にわかりやすく伝える機関です。その活動は、次世代を支える人材を育成し、地域の自然、文化を守るという、極めて重要な意味を持っています。

県では、平成8年に県立博物館基本構想を、次いで平成10年に基本計画を策定しました。しかし、平成13年に策定した財政健全化計画に基づき、博物館建設を凍結いたしました。

この間、従来の県立装飾古墳館や県伝統工芸館等に加え、平成14年には装飾古墳館の分館である温故創生館を開設し、平成20年と24年には県立美術館に永青文庫展示室を順次整備してきました。また、熊本市との政策連携により、熊本市立博物館における松橋収蔵庫の所蔵資料を活用した展示計画が進むなど、県内における歴史や自然に関する資料の展示スペースは、着実に充実してきております。

一方、博物館の役割は、従来の保存と公開から、参加と体験を軸としたものに大きく変化してきております。そのことを考えると、加藤、細川に代表される歴史や文化の宝庫であり、阿蘇や天草に代表される自然に恵まれた本県は、参加と体験型の博物館を展開するには、まさに理想的な環境にあると言えます。

県が目指す熊本タイプの博物館とは、参加する各地の博物館が協力し合い、ネットワーク全体として、さながら1つの博物館のように機能するものです。これにより、県民が県内のどこに住んでいても、博物館活動に参加したり、ITを活用して、いながらにして調査研究ができるようになります。

私は、こうした新しい熊本タイプの博物館を構築することによって、参加と体験を軸とする博物館活動を活性化させ、県民の知的欲求に応えてまいりたいと思っております。

◆（岩下栄一君） 参加とかネットワークとか、いろいろ答弁がございました。よくわからないんですね。

熊本は、確かに細川、加藤の数多くの遺産といいますか、残されたものがございます。しかし、やはり博物館は、そういうものを1カ所に集約するという機能が非常に大事になってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

博物館といえば、例えば、国レベルでありますけれども、イギリスの大英博物館あるいは台湾の故宮博物院、ごらんになった方は多かろうと思います。大英博物館は800万点の展示物が、それから故宮博物院も、明朝、清朝が集めた古美術品66万点、それで3カ月に1回中を入れかえているけれども、全部見るには200年かかると言われています。もう圧倒的に何か迫力がありますね、こうしたことには。しかも、その故宮博物院は、分館を台湾の新幹線の嘉義駅の近くに今建設中で、もうすぐオープンされるそうでございます。

ですから、熊本県立博物館も、九州国立博物館の分館的要素を持ちながら構想していったらどうかというふうに前から思っておりましたけれども、今新たな熊本タイプというお話がございまして、はっきり言ってがっかりしているところでございます。

博物館には附属図書館というのがございますね。大英博物館の図書館には、マルクスが座って「資本論」を書いた、あるいは「動物記」のシートンが勉強したという机が残されていて、そこに座って興奮した人も中にはいるわけですね。私もその一人ですけれども。そういうような意味があって、博物館というのは、ぜひ私は断念を撤回し、新たな構想を築き上げてほしいと願いたします。

引き続き、国土強靱化法と老朽化・耐震化対策についてお尋ねいたします。

東日本大震災や昨今の自然災害を踏まえて、国は、大規模災害に備え、社会資本の保全や国民の生命、財産を守るため、国土の全般にわたる強靱な国づくりを目指しております。

高度経済成長期前後に整備されたインフラは急速に老朽化し、今後20年間で、50年以上経過する施設の割合は加速度的に高くなることは明らかであります。このため、国は、社会資本の老朽化対策会議を設置し、老朽化対策に乗り出しました。そうした中、防災、減災等に関する国土強靱化基本法をまとめ、今国会で通過、成立しました。

国土強靱化法は、東日本大震災からの得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧、復興に資する総合的かつ計画的に実施することなどを基本理念とするものであり、都道府県では、国土強靱化に関する施策の推進を図るため、基本的な計画となる国土強靱化地域計画を定めることができるとされております。

また、国土強靱化法の実施方針にも、既存の社会資本の有効活用等による施策の実施に要する費用の縮減、施設または設備の効率的かつ効果的な維持管理がうたわれております。社会資本の老朽化対策は極めて重要なテーマとなります。

特に、私は、本県の橋梁の強靱化について、かねて関心を持っております。振り返りますと、かつて6.26水害というのが熊本市を襲いました。白川にかかる橋はほとんど流失した記憶は、古い記憶ですけれども、しかし、都市圏に住む私どもは、新しい、怖い記憶でした。

国土交通省の資料によると、道路橋の中で整備50年以上のものは、国全体で、平成24年3月現在16%から、10年後には40%、20年後には65%に急増するとされ、本県も同じ傾向だと思います。

本県の県管理橋では、2メートル以上の橋梁、3,420、15メートル以上の橋梁は1,115あり、15メートル以上の橋梁のうち、平成25年現在、50年以上経過するものは6%、10年後の平成35年には24%、20年後の平成45年には51%となり、早急な対応が求められるものであります。

そのため、県は、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の定期的な点検と修繕を鋭意実施されてきました。橋梁は、小規模な損傷やさびを早目に補修することが長寿命化につながると言われています。

そこで、橋梁に代表される社会資本の老朽化対策についてどのように取り組まれてきたのか、そして、国土強靱化法の施行を踏まえ、どのように取り組まれていくのか、土木部長にお尋ねいたします。

また、耐震改修促進法改正法が本年11月に施行され、それによると、本県の場合、84施設が対象と見込まれており、平成27年12月までに耐震診断の実施、報告が義務づけられています。対象となっている1981年以前に建設された大規模なホテルや病院等は、頭の痛いところでしょう。

そこで、県は、建築物の耐震化にどのように対応されていくのか、あわせて土木部長にお尋ねいたします。

◎土木部長（船原幸信君） まず、社会資本の老朽化対策の取り組みについてですが、土木部では、平成20年度から、公共土木施設の維持管理改善活動に取り組んでまいりました。橋梁、道路舗装などに関しましては、既に長寿命化計画を策定し、その他の施設についても、平成27年度までに計画を策定する予定であり、施設の延命、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化に取り組んでいます。

国土強靱化法が施行されれば、県においても国土強靱化地域計画を策定することになります。その中に、公共土木施設の長寿命化計画を位置づけ、これまで以上に効率的かつ効果的な維持管理に努めていきたいと考えています。

今後とも、国の動きを注視し、関係部局と連携しながら、しっかり取り組んでまいります。

次に、建築物の耐震化についてですが、今般の法改正によって、病院や旅館などの不特定多数の者が利用する大規模建築物については、耐震診断が義務化され、診断結果を公表

することとなりました。

耐震診断等には多額の費用がかかることから、旅館、ホテルなど、対象施設の経営に影響を与えることが懸念されます。そこで、今後、国や市町村と連携し、大規模建築物の耐震化が促進されるような支援策を検討してまいります。

◆（岩下栄一君） 国土強靱化法等、時宜を得た法律が成立いたしましたわけでございまして、県とされても、ぜひ、そうした法に準拠して計画を早急に立てられて、県民の安全のために社会資本の安全対策をよろしくお願ひいたします。

橋ということについてこだわるんですけれども、私は小学校のころに、小さな川でしたけれども、藻器堀川という、まあ都市小河川だけれども、今は1級河川とされています。そこで、目の前で橋が落ちたんですね。トラックが荷物を積載して通ったときに、目の前で橋が落ちたのを見たんですよ。そのトラウマというか、恐怖があって、橋というのは本当にいつも怖いなと思っています。しかし、めったなことはないんですけれどもね。

でも、橋といえば、私たち日本人のロマンをかき立てるものがどこかありますね。あの弁慶と義経が出会ったのは京都の五条大橋、それから「君の名は」の橋はどこでしたっけ、数寄屋橋、それから土佐のはりまや橋とか、それから「王将」の坂田三吉、浪速の八百八橋、大阪には橋が808あるそうですけれども、もっとあるでしょうけれどもね。でも、熊本県下にも4,000になんなんとする橋があるわけでございまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

山口県の有名な錦帯橋というのがありますでしょう。1671年に架設されて、42回のかげかえが行われたと言われている。一回も流されたり倒壊したことはございません。しかし、この間は何人もの大工や技術者がずっとかかわってきたんですね、この錦帯橋には。私が言いたいのは、やっぱり技術屋とか橋梁を建設する大工さんとか、そういう人材確保をぜひお願ひしたいというふうに思います。土木、建設等は、やっぱり技術屋がかなめでございますからね。そういうふうな思いをいたしております。

次に、道徳教育について、教育長にお尋ねいたします。

平成18年、60年ぶりに改正された教育基本法は、日本の教育の目標について、次のように述べております。少し長くなりますけれども、読んでみたいと思います。

その前文において「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。」引き続いて「我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図る」と述べており、第2条は教育の目標ですけれども、その第1項において「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健

やかな身体を養うこと。」また、第2条の第5項で「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重」と述べて、道徳と愛国心を極めてソフトに述べております。

そうした中、安倍総理は、おぞましい少年犯罪やいじめの多発に鑑みて、道徳教育の充実強く意欲を示し、子供たちの規範意識と豊かな人間性を育むことの大切さをあらゆる場面で述べております。

今から25年前に、同じ内閣の大臣秘書官として安倍さんとともに仕事をしていたときも、よくそういう議論をしたものであります。私は、道徳教育は語気が強いので、徳育とか人間教育がいいのではないかと言った記憶がございます。

平成25年2月、教育再生実行会議は、道徳の時間の教科への格上げを提言し、さらに、11月、文部科学省の有識者会議が新たに報告の骨子案をまとめたのであります。中教審で論議され、決定されれば、学習指導要領が改訂され、2015年度より教科化となるという報道もなされております。

現在、道徳の時間は、小学校1年生は年間34時間、小学校2年から中学校3年は年間35時間と定められていますが、教科ではありません。検定教科書もありません。担任の指導に任されており、先生によって内容に格差があります。県教育委員会は、道徳教育について、先生方の指導について研修を行っており、現在のところ、特段問題はないようです。

本県の力作「熊本の心」を分冊で編さん、郷土の偉人などを記載し、県下小中学校の全児童生徒に行き渡らせております。また、文部科学省の「心のノート」なども利用されております。しかし、この道徳教育は、いわば心の評価の難しさ、時間数の確保など問題もあり、教科化は実現不可能と言う者もおります。

そこで、時間数の確保については、土曜授業の復活などで対応したらどうでしょうか。そもそも学校週5日制は、学力低下などの問題も多く、そろそろ見直す時期だと思います。

道徳の時間が教科に格上げされることについて、考えられる問題点はないのか、また、本県の道徳教育の現状はどうなっているのか、教育長にお尋ねいたします。

◎教育長（田崎龍一君） まず、道徳の時間の教科化についてですが、学校における道徳教育は、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成する教育活動であり、大変重要な役割を持つものであると考えます。

文部科学省の有識者会議では、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むことの重要性が指摘されています。さらに、子供が自己肯定感を高め、人間性、社会性を育むよう道徳教育を充実し、新たな枠組みによって教科化することが検討されております。

県教育委員会としては、今後の国の動向等を注視しながら、道徳教育用郷土資料「熊本の心」のさらなる活用を進めることによって、学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進に努めてまいります。

次に、本県の道徳教育の現状についてですが、小中学校では、熊本の宝であるすぐれた

歴史や文化、豊かな風土が生んだ数多くの先人の思いなどが描かれた「熊本の心」を年間指導計画に位置づけ、道徳の時間をかなめとした道徳教育を推進しています。

また、本年度は、県内小中学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を開催し、道徳の模擬授業づくりや命を大切にすることを育むための指導に関する協議などを通して、道徳教育の効果的な指導のあり方について理解を深めました。

さらに「熊本の心」の一層の活用に向け、県内 10 校の研究指定校を中心に、各学校で道徳の授業を保護者や地域に広く公開するなど、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携が図られるよう取り組みを推進しております。

今後も、道徳の時間をかなめとして、学校の教育活動全体を通じて児童生徒の道徳性が養われるよう、道徳教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。教育長のリーダーシップに心から期待をしたいと思います。

あの教本の「熊本の心」、非常に力作で立派にできているなど感心して私も見ました。世の中、よく道徳を言う人は道徳的でない場合が多々ございます。しかし、私たち自身も、やはり身を正して、子供たちに恥じないように頑張らなくちゃいけないと思います。

そこで、私は、道徳教育、特に正しい日本人の育成について一つの提言をしたいと。質問じゃございません。正しい国語教育であります。そして、読書推進であります。

我が国は言霊の幸ふ国と言われ、美しい自然とともに、美しい日本語がこの国土に培われてきました。しかし、近年、日本語の乱れが言われ、そのことが国の乱れ、日本人の劣化につながってきているように思います。だからこそ、正しい日本語の教育が必要となっております。

全ての知的活動の基礎は国語であります。「国家の品格」の著者、数学者の藤原正彦氏が、今必要なものは低学年の英語教育ではなくて、1に国語、2に国語、3、4がなくて5に数学と言われております。私も同感です。皆さんはどうですか。

国語教育の中で、読書は心を豊かに培うものです。パキスタンの16歳の少女、マララ・ユスフザイさんは、タリバンですか、テロに襲われて、余り女子教育を言うものだから、イスラム原理主義からにらまれたんですね。国連で演説をしました。その中で、子供に必要なものはチョコレートやアイフォンではなく、1冊の本、1本のペンと述べています。教育の重要性を訴えて、世界に感動を広げました。

マララさんの実家は、子供のころからたくさん本があったそうです。ですから、私は、熊本の子供たちにも、家に本があるというのは求めてもいかぬけれども、学校図書館などを整備、充実し、子供たちに本に親しむ環境をもっともっとつくっていくべきだと思います。心を豊かにし、そのことが道徳教育につながっていくのではないかというふうに考えております。

さて、次に、がん対策についてお尋ねいたします。

がん、糖尿病、循環器疾患、いわゆる生活習慣病による死亡者は全死亡者の60%を超え、このうちがんによる死者は、1981年、昭和56年以来死因の第1位であり、2010年、平成22年には、年間35万人以上が亡くなり、生涯のうち2人に1人ががんにかかると推計されています。

そこで、国は、1984年、昭和59年度から、対がん10カ年総合戦略、1994年、平成6年から、がん克服新10カ年戦略などを策定し、がんの減少を目指し、研究、予防医療等の総合的な推進に取り組んできております。

2006年、平成18年にはがん対策基本法が成立し、翌年にはがん対策推進基本計画を閣議決定、昨年度に行われた計画の見直しでは、がんになっても安心して暮らせる社会の構築を新たな目標として掲げ、がん患者、その家族をも社会全体で支えていくことが合意されたのであります。

がん対策基本法は、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、まず、がん予防及び早期発見の推進をうたい、専門的な知識、技能を有する医師の育成、医療機関の整備、がん医療に関する情報の収集、提供体制の整備、がんに関する研究の推進、医薬品及び医療機関の早期承認に資する治験の促進、臨床研究に係る環境整備を掲げております。このため、国は、がん対策推進基本計画を定め、都道府県にもがん対策推進計画の策定義務を規定しております。本県も計画を策定しております。

がん対策の一番のポイントは、検診による早期発見、早期治療であることは早くから言われてきました。そこで、がん検診の主体は市町村ですが、本県の受診率の現状や本県の検診体制はどうなっていますか。また、企業や団体の自主的な取り組みを県が支援するがん対策に関する連携協定の現状についてもお尋ねいたします。

また、健康増進法をよりどころとして、早期発見や治療法開発のため、現在、がん患者の情報を都道府県が収集し、厚生労働省の研究班が取りまとめている地域がん登録が行われています。この地域がん登録を、国の責務として実施する全国がん登録への法制化の動きもあると聞いていますが、その点も含めて、現状と課題についてお尋ねいたします。

次に、がん検診のリスクについてです。

近ごろ、科学的根拠の乏しい検診が多いことと、そのリスクについて書かれた本が巷間で話題になっております。果たして正しい検診体制とは何か、お考えをお尋ねします。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについてお尋ねいたします。

子宮頸がん予防ワクチンについては、本年4月から予防接種法に基づく定期接種となりましたが、副反応の報告が相次ぎ、厚生労働省は、6月に積極的な勧奨を中止する決定を行いました。その後の状況はどうなっていますか。

以上、健康福祉部長にお尋ねいたします。

◎健康福祉部長（松葉成正君） まず、がん検診の受診率の現状についてですが、本県では、男性の胃がん検診の受診率は約40%で全国7位、乳がん検診や子宮がん検診が約30%

で全国4位であるなど、全ての検診の受診率が全国上位となっています。現在、第2次熊本県がん対策推進計画に基づき、受診率を50%に高めていくための取り組みを進めています。

検診体制については、市町村が、健康増進法に基づき、国の指針を参考に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんなどの検診を集団検診や個別検診の形で実施しています。

次に、企業などとの連携協定の現状についてですが、現在18の企業や団体と協定を結んでおり、がん検診の受診促進や予防啓発イベントなどの独自の取り組みを支援しています。今後も連携企業などの一層の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域がん登録についてですが、現在は医療機関からの届け出が任意であるため、報告や登録の漏れが多いことなどが指摘されています。このため、全国がん登録として国の責務で実施し、全ての病院に届け出を義務づけるための法案が、現在臨時国会で審議されております。

次に、正しい検診体制についてですが、がんによる死亡率を下げるためには、科学的に有効性が確立した検診を適切な方法で行い、着実に受診率を上げていくことが重要であります。そのため、市町村や検診機関との連携をさらに図っていきたいと考えております。

最後に、子宮頸がん予防ワクチン接種の現在の状況についてですが、国においては、副反応に関する調査検討を行うとともに、ワクチン接種後の痛みなどの診療を行う医療機関を国内に17カ所整備しました。

現段階では積極的な勧奨の差し控えが続いており、県においては、引き続き、ワクチン接種の希望者に対して、ワクチン接種の有効性やリスクを十分説明した上で接種を行うよう、市町村を通じて医療機関をお願いしております。

今後とも、第2次熊本県がん対策推進計画に基づき、がんの予防及び早期発見、医療体制の整備、療養生活の質の維持向上などの対策を進めてまいります。

◆（岩下栄一君） ありがとうございます。

がん対策の基本計画を策定して、熊本県が、がん撲滅というところまではいきませんけれども、検診体制、患者をどんどん減らしていただきますようお願いいたします。

2人に1人ががんということになると、この議場も、がんにかかる危険性というものがみんなお互いにあるわけですね。かからないように頑張りましょう。

がんの治療が長足の進歩を遂げつつあることは喜ばしいことです。山中伸弥氏のiPS細胞の応用によるがん治療、創薬、また、熊本大学では、生命科学研究所で若い研究者ががん細胞特有のたんぱく質抽出検索技術確立され、がんの早期発見に活用されるようになりました。

また、佐賀県鳥栖市には、厚生委員会で視察されたそうですけれども、九州国際重粒子線がん治療センターが佐賀県と佐賀県医師会等により設立され、鹿児島県指宿市には、メ

ディポリスがん粒子線治療研究センターで、切らずに済む先端医療が始まっております。がんを切らずに治すと。いずれがんは克服されると思います。医学の進歩を期待したいと考えます。

男女共同参画に対する県の取り組みについて、最後にお尋ねいたします。

少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など、我が国社会経済情勢の急速な変化に対応して、男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することの必要性に鑑みて、男女共同参画基本法が制定されたのは平成 11 年、以来 10 年以上が経過しています。

安倍総理は、日本再生のため、女性の活躍こそが成長戦略の一つだと位置づけ、指導的地位に占める女性の割合を、2020 年までに 30%にする目標を表明しております。しかし、現実には、男性優位社会は揺るがず、男が仕事、女は家庭の通念は根強い状態で、難しい情勢です。

例えば、国会議員の女性の比率は、衆議院、38 人で 7.9%であり、候補者を見ても 14.8%であります。列国議会同盟によると、日本は 190 カ国中 113 位であり、先進国でも最低であります。超高齢社会の中、政策決定に女性の視点がより必要なとき、やや寂しい感がございます。

帝国データバンクによると、九州の企業で、女性の管理職 10%未満の企業が 8 割で、管理職に占める女性の進出もまだまだであり、本県も同様の傾向であります。

国連開発計画、UNDP の GEM 指数、いわゆるジェンダー・エンパワーメント指数は、女性の政治参加や経済界における活躍、意思決定に参加できるかどうかをあらわす指数で、男女の国会議員に占める比率や男女の管理職に占める比率と、専門・技術職に占める比率で策定されたものでは、日本は 72 カ国中 21 位であります。世界経済フォーラム 2013 年ダボス会議のデータによると、136 カ国中 105 位です。

そうした中、働く女性 15 歳から 64 歳は 63%に上り、過去最高となりました。だからこそ、より働きやすく、また、戦力となるべく管理職への登用が急がれるのであります。ちなみに、本県知事部局の女性職員の割合は、22.9%に対して、係長以上の役付職員は 18%であります。

さて、本県では、県民意識として、男性が優遇されていると感じている人が 60%を超え、もともと男尊女卑の風土も残り、女性の立場は脆弱であります。そのようなことを踏まえて、熊本県は、いち早く男女共同参画計画を策定しました。市町村への計画策定への助言、支援もしております。

そこで、本県における男女共同参画の現状と進捗状況を環境生活部長にお尋ねいたします。（「要望」と呼ぶ者あり）もう答弁の時間がございませんので、じゃあこれは要望ということで、よろしく願いいたします。

以上で時間となりました。私の質問をこれで終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）